

1 税務申告書等の控えへの收受印の押印の見直し

国税庁は令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押印を行わないこととしています。書面で確定申告をされている事業主様は、従来のように控えを持参しても受付印はもらえません。当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実確認方法を案内するもの)に申告書を收受した「日付」や「税務署名」を記載したものを希望者には渡すことになっています。当面は、申告書を提出したことがわかるよう「リーフレット」の受領と保管をお勧めします。また、申告書等は建設業許可申請や経営事項審査等で必要になります。従来通り、控えを作成のうえ、お手元で保管してください。

※詳しくは国税庁HPでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

2 マイナ保険証への移行について

現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止となり、以降は保険証が発行されません。マイナ保険証への移行に伴う経過措置と今後の社会保険関係手続きの変更点・留意点をお知らせします。

【経過措置】①現在持っている健康保険証は、令和7年12月1日まで使用可能

②マイナ保険証を持っていない場合は「資格確認書」で従来通り受診可能

●保険証の代替りのもの(4~5年の有効期限あり)

●既存加入者でマイナ保険証を持っていない方には令和7年9月以降に発行される予定

【社会保険関係手続きの変更点】 ◎協会けんぽの場合です。

①社会保険の資格取得届等に『資格確認書希望有無欄』が新設されます。

令和6年12月2日以降に従業員を新規採用した場合、マイナ保険証を持っているかを確認し、お持ちでない場合は「資格確認書」を発行してください。

②マイナ保険証を円滑に運用するためには、資格取得・喪失届、被扶養者異動届の速やかな届出が必要です。

医療機関受診日が日本年金機構登録日の3営業日以降でないと、医療機関で有効な資格情報が確認できないため、医療費を一時的に全額支払うことになります。(後日返還請求可能)

原則、入社・退社日等から5日以内の届出が義務となっています。

※健康保険組合にご加入の事業主様は、ご加入の健保組合にご確認ください。

※マイナンバーカード発行や「保険証利用の登録」については厚生労働省HPでご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html#kokumin2](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html#kokumin2)

※従来、経営事項審査において技術職員の確認資料として健康保険証のコピーをお預かりしておりました。

今般の健康保険証廃止に伴い取扱いに変更が生じることと思われませんが、現時点で行政機関から具体的な変更内容は発表されておりません。詳細がわかり次第お知らせします。

〈兵庫県認可〉

営 繕 事 業 協 同 組 合